

# 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための支援制度です。ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が今後も見込まれていることから、権利擁護支援の重要性が高まっています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「松前町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。地域に暮らす権利擁護を必要とする人を支援するため、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めます。

## 2 現状と課題

### (1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)がその人の自己決定権を尊重し、預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約(身上保護)、意思決定の支援等を行う制度です。

家庭裁判所に申立てをし、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、支援の範囲が異なります。なお、成年後見人等になれるのは、本人の親族や市民後見人、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)や福祉関係の法人等です。

| 法定後見制度               |                       |                | 任意後見制度                |
|----------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|
| 家庭裁判所により選任           |                       |                | 判断能力があるうちに将来に備えて自分で選任 |
| 補助                   | 保佐                    | 後見             |                       |
| 一部の契約・手続きの同意・取り消し、代理 | 財産上の重要な契約等の同意・取り消し、代理 | 全ての契約等の代理・取り消し |                       |

## (2)本町の現状

全国の家庭裁判所における成年後見関係の申立件数は、令和6年に41,841件と前年(40,951件)から約2.2%増加し、成年後見制度への需要は着実に高まっています。国は第二期成年後見制度利用促進基本計画(計画期間:令和4年度~令和8年度)において、令和6年度末までに全市町村で中核機関の整備等を推進しており、自治体の体制整備が進展しています。

本町では、令和7年3月に成年後見制度中核機関を福祉課内に設置し、普及啓発や相談支援を中心に体制整備を進めています。令和8年度以降は受任調整会議(申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦する会議)を設置し、具体的な活動を行う予定です。

また、愛媛県のカリキュラムに沿った市民後見人養成研修(入門講座・基礎編・実践編)を令和7年度から段階的に実施し、修了者の実習・登録体系の整備を町社協と連携して進めています。

さらに、令和7年4月に「松前町成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱」を策定し、申立費用助成と報酬助成の両面で低所得世帯等への支援を拡充しています。

### ■松前町成年後見制度中核機関の概要

|      |   |
|------|---|
| 設置場所 | 松前町 福祉課(障がい福祉係、地域包括支援センター係)   |
| 対 象  | 認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者、これに準ずる者又はその親族又は支援関係者   |
| 業務内容 | 1 成年後見制度に関する普及啓発に関する業務<br>2 成年後見制度の利用に係る相談支援に関する業務<br>3 成年後見制度の利用の促進に関する業務<br>4 成年後見人等の支援に関する業務<br>5 その他町長が必要と認める業務 |

### (3)今後の課題

#### 課題1 制度の周知

住民アンケートで成年後見制度の内容までは知らないとする回答は7割以上となっており、制度の周知に課題が見られます。松前町成年後見制度中核機関を起点に、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、司法関係者等との多機関連携を一層強化し、早期相談につなげる仕組みの周知・啓発が必要です。

#### 課題2 担い手の確保

申立てケースに応じて適切に対応するため、専門職、法人後見、市民後見の担い手を量・質の両面で計画的に確保することが求められます。市民後見人の体系的な養成・実習・継続研修を推進し、担い手の育成と実践力の向上を継続的に図ることが必要です。

#### 課題3 利用しやすい運用・費用負担の軽減

成年後見制度の情報不足や申立書類作成の負担、申立費用、後見人等の報酬が経済的負担となり、利用の妨げとなっています。制度の概要や「相談→申立→審判」までの標準的な流れの周知、申立支援、助成制度の円滑な利用を進めることが必要です。

#### 主な成果指標

| 項目                 | 単位 | 現状値<br>(令和6年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|--------------------|----|----------------|-----------------|
| 成年後見制度の認知度 (アンケート) | %  | 24.7           | 35.0            |
| 市民後見人の人数           | 人  | 0              | 24              |



### 3 具体的な取組

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるようにするため、以下の取組を推進します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 地域連携ネットワークの体制整備 | <p>権利擁護支援が必要な方を見逃さないよう、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、金融機関、司法関係者、専門職団体等と連携し、情報共有の体制を整えます。</p> <p>相談窓口を明確化し、早期から「相談→初動対応→申立て検討」へ迅速につなげます。また、受任調整会議を設置し、法律・福祉の専門職団体の協力の下、申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦できる体制を整備します。</p> |
| 普及啓発の推進         | <p>松前町成年後見制度中核機関を中心として、制度の周知資料の作成・配布や講座の開催、市民後見人養成研修を計画的に実施します。住民・関係機関・地域団体へ継続的に情報発信し、相談につながる認知度を高めます。</p>  |
| 相談支援の充実         | <p>相談受付と状況の聞き取り(アセスメント)を行い、申立てに向けた書類整備、関係先の調整、窓口同行などを実施します。緊急時は初動対応を優先し、必要機関へ速やかに連絡し、支援を受けられるように調整します。</p>  |
| 助成制度の運用         | <p>申立費用や後見人等への報酬の助成について、対象・上限・手続きを明確化し周知します。申請支援と迅速審査に努め、運用を定期的に見直します。</p>  |
| 市民後見人等の育成及び活動支援 | <p>市民後見人の養成・実習・継続研修を計画的に行い、受任前後の相談・助言や事例共有で実践力を高めます。また、相談窓口を整備し、負担軽減と継続支援につなげます。</p>  |